

## 桃の木保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 童会
所 在 地	東松山市大字東平676-1
電 話 番 号	0493-22-3605
代表者氏名	理事長 森下 博

### 2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	桃の木保育園
施 設 の 所 在 地	東松山市大字東平676-1
連 絡 先	電話番号0493-22-3605 FAX0493-22-3605
管 理 者	園長 松本 忠久
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の児童 36人 満1歳以上満3歳未満の児童 24人 満1歳未満の児童 0人
開 設 年 月 日	51年4月1日
事 業 所 番 号	1121251000074

### 3 サービスの目的・運営方針

桃の木保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

### 4 当園における施設・設備等の概要

- (1) 施 設

敷地	敷地全体	598.18㎡
	園庭	754.78㎡
園舎	構造	鉄骨造2階建(耐火)
	延べ面積	491.73㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
保健室	1室	
保育室(ほふく室を含む)	5室	1歳児～5歳児について各1室
遊戯室(ホール)	1室	
調理室	1室	
職員室	1室	
医務室	1室	
事務室	1室	

5 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	11	8	3	事務を兼ねる
調理員	3	1	2	派遣職員

当園では、「埼玉県児童福祉法施行条例(平成24年12月25日埼玉県条例第68号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※その年度により、多少異なります。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯(9:00～18:00)
主任保育士	正規の勤務時間帯(8:00～17:00)
保育士	正規の勤務時間帯(7:30～18:30)
調理員	正規の勤務時間帯(7:45～16:45)

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。なお、上記以外の時間外保育は、ありません。

## (2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

## 8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

### (2) 保育の特徴

3歳児から簡単なお勉強を楽しく進めて、5歳児が終わるまでには、小学校就学時に必要な知識を身につけます。ネイティブ講師による英語授業も行っています。

季節行事、園外保育も多く取り入れ、毎年色々工夫しています。

### (3) 送迎

- ① 保育契約時間を超えた保育が必要となる場合（短時間保育認定子どもに限る）、または、早くお迎えに来られる場合には、事前にご連絡をお願いいたします。
- ② 登園が遅れる場合には、給食の準備の都合上、9時までにご連絡ください。なお、1～2歳児は11時以降、3歳児以上は11時15分以降に登園される場合、喫食時間の関係で給食の提供はできかねます。
- ③ 園児の送迎は、ICカード持参の保護者・その子どもの関係者のみとする。やむを得ず、登録者以外の送迎となります場合には、保護者の方より事前に園へご連絡をお願いします。その際、身分を証明できる物（免許書等）を提示していただき、コピーをさせていただきます。

### (4) 食事の提供

当園は、給食業務について、以下のとおり委託契約を締結しています。

名称	有限会社 ワークアップ
代表取締役	高橋 美智子

所在地	大阪府門真市上島町23-20-202
電話番号	072-812-5141
委託内容	派遣職員として 栄養士1名 調理員2～3名を派遣

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー対応食は、行っておりません。

## 9 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）  
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) 特定教育・保育の質の向上を図るため、別表1に掲げる特定利用者負担額をお支払いいただきます。（追加）
- (3) 特定教育・保育の提供に必要な費用として、別表2に掲げる実費をお支払いいただきます。
- (4) 延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表3に掲げる費用をお支払いいただきます。

## 10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 内科

医療機関の名称	時光医院
院長名	時光玲子
所在地	東松山市大字東平1751-5
電話番号	0493-39-2126

## (2) 歯科

医療機関の名称	はあと歯科
医 院 長 名	前田巨介
所 在 地	東松山市箭弓町2-2-22
電 話 番 号	0493-22-8522

### 1.2 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 保育主任 松本輝美 ・解決責任者 園長 松本忠久 ・ご利用時間 9:00 ~ 15:00 ・電話番号 0493-22-3605 F A X 0493-22-3605 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	木村貴世	☎0493-22-2588	主任児童委員

### 1.3 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	・避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。 ・消防署員立会による避難・消火・通報訓練は、年2回以上実施します。

### 1.4 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	傷害保険 バス搭乗者保険 他
-------	----------------

### 1.5 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表1 (特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用) (追加)

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
講師に係る費用	英語授業料(希望者)一部負担	月額(月2回) 800円
ICTに係る費用	保守料 利用学年 一部負担	月額 500円

別表2 (特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担)

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
幼児主食費	3歳児～5歳児	月額 2,000円
幼児副食費	3歳児～5歳児※	月額 4,500円
園外保育 バス利用料		1回 100円

※年収360万円未満世帯の子ども及び第3子以降の子どもを除く。

別表3 (保育認定子どもの延長保育事業に係る利用者負担)

項目	金額
延長保育料 (保育短時間認定子どもに限る)	1ヶ月30分 月額1,000円 1回30分 500円

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。ただし、領収印の押印等によりこれに代える場合もあります。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：桃の木保育園

説明者職名：園長 氏名 松本忠久

-

私は、本書面に基づいて桃の木保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名 :

保護者氏名 :

印

児童から見た続柄 :